

録音図書と著作権問題 －「媒体」と「対象者」の変化に着目して－

松本圭以子

筑波大学大学院図書館情報メディア研究科

これまで録音図書と著作権法との関連性と問題点を軸にして、「点字図書館と公共図書館とでは著作権法第37条第3項により製作や提供に差がある」というように施設面を中心に研究してきた。

しかし、録音図書に関する資料やセミナー・シンポジウムに参加して気づかされたことがある。

今回の発表では、カセットテープやCDからマルチメディアDAISYへという録音再生機器の変化のような「録音図書と媒体の変化との関連性」や、それに連なる形で浮かび上がってきた視覚障害者から知的障害、ディスレクシアへといった「録音図書を利用する対象者の変化と著作権法との関連性」について取り上げる。

Record book and copyright issues - "Medium" and "who" have focused on the changes -

Keiko MATSUMOTO

Graduate School of Library, Information and Media Studies University of Tsukuba

I have been studying about the problems concerning to the Copyright Law and Recording Books.

Particularly, Conforming the outline of facilities of Braille library and Public library which distinguished by the Article 37, Section 3 of Copyright Law.

However, I found some problems relating to the Recording Books and materials to participate in symposiums and seminars will be noticed.

In this report, I touch upon the alteration from Cassette Tape and CD to Multimedia DAISY, and also Visually Handicapped Person, Mental Retardation, Dyslexia, the change of the book user, relevant to the Copyright Law.

1.録音図書と媒体の変化

1.1 録音図書の定義

録音図書とは、『最新図書館用語大辞典』¹では「文字で書かれた図書を、カセットテープによるアナログ形式、またはDAISYなどによるデジタル形式で録音した図書のこと」である。

この録音図書を音訳または音訳本という人もいる。この音訳というのは、先程と同じく『最新

¹ 図書館用語辞典編集委員会. 最新図書館用語大辞典. 柏書房, 2004年.より参照

『図書館用語大辞典』から引用すると「文字による情報を音声に変換すること」を指している。

よく書店などで中学や高校の国語の参考書として販売されている「物語をテープや CD に入れた形」の録音図書とは異なり、視覚障害者に伝わるような録音の方式を取っているため、ただ単純に録音するのとは異なり、時間も労力も倍以上にかかっている。

以上より、私は録音図書の定義を、「人の手であれ機械の力であれ、文字による情報である図書を読み上げて音声に変換し、カセットテープや *DAISY* などに録音して、利用者に提供した図書を録音図書」と考えている。

1.2 媒体の変化

時代と共に媒体がどのように変化していったのかを簡単に述べると、「オープンリール式の 7 インチテープ→カセットテープによるアナログ方式→*DAISY* などによるデジタル形式→パソコンを用いたマルチメディア *DAISY* 図書」という経緯になる。この変化の経緯を詳しく説明する。

日本点字図書館などによりオープンリール式の 7 インチテープによる録音図書の製作が始まったのは、1950 年代の終わり頃であった。その後、音声と見出しの機能を保ったままより持ち運びがしやすいように収録するため、カセットテープに録音してテープ図書として提供されたり *DAISY* で録音や編集をした CD が用いられたりするようになった。

この *DAISY* というのは、*Digital Accessible Information System* の略で「アクセシブルな情報システム」という意味である。

パソコンを用いた視覚障害者のためのデジタル録音図書が国際的に議論されたのが、1986 年に東京で開催された *IFLA*（国際図書館連盟）である。そこから 1993 年にスウェーデンの *TPB*（スウェーデンの国立点字録音図書館）が開発費を提供し、パソコンで録音・再生する録音図書としての初期の *DAISY* の試作が始まった。

1996 年 5 月、デージーコンソーシアムが日本、スウェーデン、イギリス、スイス、オランダ、スペインの 6 カ国で結成された。アメリカは 1997 年 8 月に加入した。この「デージーコンソーシアム」というのは、アナログ録音図書からデジタル録音図書への世界的な移行において指導的な役割を果たすことを目的として、録音図書館を中心に設立された機関で、デジタル録音図書の普及を積極的に促進し、印刷物を読めない障害のある人々が公表されるすべての情報に障害を持たない人と同時に余計な費用を負担することなくアクセス出来る豊富な機能を備えたナビゲーション可能なフォーマットで利用できるようにすることを目的としている。

1997 年 5 月、スウェーデンのシグツナで「次世代の録音図書のフォーマットに関する国際会議」というデージーコンソーシアムの会議が開催され、*DAISY* をインターネットのマルチメディアに対応するよう進化させることが決まり、2001 年 1 月、*DAISY* 仕様 2.02 の公式推薦が発表されている。この仕様により音声と見出しだけでなく、フルテキストがシンクロした「マルチメディア *DAISY* 図書」を用いることが可能になったのである。²

² “*DAISY* のはじまり”〈<http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/about/beginning.html>〉より参照

2.録音図書を利用する対象者の変化

2.1 対象者の変化

1.2で説明したように録音図書は技術の進歩に伴い変化していった。それと共に録音図書を利用する対象者の側にも変化が現れた。

録音図書を用いる際の媒体がカセットテープやCDのみで、「音声と見出しのみ」しか情報が提供できていなかった時は、その対象は視覚障害者だけであった。

しかし、2001年のDAISY仕様2.02の公式推薦が発表されて以降、マルチメディアDAISY図書が用いられると、学習障害、知的障害、精神障害の方にも対象が広がってきたのである。これは、マルチメディア化したDAISY図書が音声にテキスト及び画像をシンクロさせることができるので、音声を聞きながらハイライトされたテキストを読み、同じ画像上で絵を見ることもできるためであると考えられる。このマルチメディアDAISY図書の対象者の中でも注目されているのがディスレクシアである。

2.2 ディスレクシアと録音図書

ディスレクシアとは、国際ディスレクシア協会（IDA）説³では「神経生物学的原因による特異的な学習障害である。単語認識の正確さと流暢さの一方或は両方の困難、綴りとデコーディング（文字記号の音声化）の達成度の低さによって特徴付けられる。これらの障害を引き起こす典型的要因は、通常他の認知能力や有効な教授内容から期待される水準と格差のある、言語の音韻要素に関する欠陥である。二次的に、読解の問題や読書行為の減少を引き起こし、語彙や基礎知識の拡充を妨げる可能性がある」と定義されている。世界保健機構説⁴では「読字力の発達の顕著な特異的障害を主徴候とする。単に精神年齢、視覚障害の程度、或は不適切な学校教育によって説明され得ない。読みの理解、読みによる単語認知、文字の読み上げ、及び読みを必要とする課題処理、などのいずれも障害される可能性がある。綴りの困難が伴うことも多く、読字がかなり改善した後でさえ、青年期に入っても持続する事が多い」と定義されている。

ディスレクシアの方の場合、録音図書は主に学校で利用され、児童・生徒に対してはこれを活用した指導が有効であることが知られてきた。小学校や中学校の教科書をマルチメディアDAISY図書化してディスレクシアの方が利用してみたところ、症状が改善し本を読むことがあまり苦にならなくなったという事例もある。平成19年5月11日に自民党・特別支援教育小委員会で行われた『美しい日本における特別支援教育』⁵でも、「著作物のDAISY化は、学習障害のある者にとって大いに有用なツールであるとの指摘等も踏まえ、著作権法上の制約について、改正も視野に入れた検討を行う」とされている。

³ 加藤醇子、IDAにおける2003年の定義について、第4回発達性ディスレクシア研究会、2004年、より参照

⁴ 文部科学省科学技術政策研究所科学技術動向研究センター、読み書きのみの学習困難（ディスレクシア）への対応策、科学技術動向 No.45, 2004年、より参照

⁵ “美しい日本における特別支援教育～障害で悩み苦しむ子どもたちを支え、守り、それぞれの能力を発揮してもらうために～”〈<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2007/pdf/seisaku-005.pdf>〉より参照

3.著作権法との関連性

3.1 要望の変化

カセットテープや CD が媒体であった際の録音図書の対象は視覚障害者であった。この時の主な要望は、「著作権法第 37 条第 3 項について、点字図書館などの視覚障害者情報提供施設等だけでなく、公共図書館などでも著作権者の許諾なしで製作も提供も出来るようにしてほしい」と施設面に関しての内容であった。

しかし、マルチメディア *DAISY* 図書が広がり始め、対象者が視覚障害者だけでなくと、①「文字情報を的確に読むことが困難な知的障害者や学習障害者についても、分かりやすい表現に要約するという形に作り変えることを可能にするべきである」②「学習障害者や上肢障害、高齢、発達障害等により文章を読むことに困難を有する者の読書支援を目的として、図書を *DAISY* 化し提供する活動が行われている。このような活動についても著作権法第 37 条第 3 項の適用対象とすべきである」という要望に変わってきた。

そこで上記の①と②の要望について、2007 年 10 月 19 日に行われた「文化審議会 著作権分科会（第 23 回）」で述べられている検討結果からどのように対応が話し合われているのかを見ていく。

3.2 「文化審議会 著作権分科会（第 23 回）」⁶での検討結果と法改正

まず①「文字情報を的確に読むことが困難な知的障害者や学習障害者についても、分かりやすい表現に要約するという形に作り変えることを可能にするべきである」の要望についてだが、簡潔に検討結果をまとめると、「著作権法第 35 条第 1 項では、学校その他の教育機関において、教育を担任する者及び授業を受ける者が、授業の過程において使用する場合には、公表された著作物を複製することができ、また第 43 条第 1 号で翻案して利用することもできるとされている。この「教育を担任する者」については、その支配下において補助的な立場にある者が代わって複製することも許されると考えられており、学校教育、社会教育、職業訓練等の教育機関での活用であれば、*DAISY* 図書の製作の態様によっては、現行法においても許諾を得ずに複製できる場合があると考えられる。ただし、複製の分量や態様、その後の保存等の面においては、必要と認められる限度に限られる」とある。

次に②「学習障害者や上肢障害、高齢、発達障害等により文章を読むことに困難を有する者の読書支援を目的として、図書を *DAISY* 化し提供する活動が行われている。このような活動についても著作権法第 37 条第 3 項の適用対象とすべきである」の要望についてだが、「著作物を享受するためには、一般に流通している著作物の形態では困難な場合も多く、*DAISY* 図書が有効である旨が主張されており、著作物の利用可能性の格差の解消の観点から、視覚障害者や聴覚障害者の場合と同様に、何らかの対応を行う必要性は高いと考えられる」という検討結果である。

上記の検討結果が出された後、2008 年 6 月と 9 月にこれに関連した法改正が行われた。2008

⁶ “文化審議会 著作権分科会（第 23 回）議事録・配付資料 [資料 3] 第 3 節 権利制限の見直しについて” (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/010/07101103/003/004.htm) より参照

年6月18日に「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」が施行され、検定教科用図書等に代えて教科用特定図書等の促進が出来るようになった。また2008年9月17日に「著作権法第33条の2の一部改正」が施行され、視覚障害だけでなく発達障害などにも対象者が拡大し、教科用図書の文字や図形を拡大だけでなく必要な方式に複製できるようになった。

4.今後の課題

まず録音図書の媒体については、マルチメディア *DAISY* 図書がどのくらい利用されているのかを見ていきたい。また、カセットテープなどのアナログ形式からデジタル方式の *CD* にどのくらい移ってきているのかといった技術面の進化における媒体の移行が現在どこまで進んでいるのか、これからさらにどのように進んでいくのかも見たい。その上で、対象者の変化の点で、視覚障害者だけでなくディスレクシアを始めとした学習障害や、知的障害・精神障害の方がどのようにマルチメディア *DAISY* 図書を利用されているのかについて、その事例を含め調査を行いたい。

施設面では、点字図書館、公共図書館、学校図書館で「どの媒体の録音図書」が「どのような対象者」に利用されているのかについてアンケート調査を行いたいと考えている。

著作権法についてだが、学校に関係する部分での著作権法改正の動きがあることが今回分かった。しかし、公共図書館などの視聴覚障害者情報提供施設外での対象者・媒体に関わらない著作権者の無許諾での製作・提供はいまだ行われていない。これからの著作権法の審議によってどのように変わっていくのかについて見ていきたい。

2006年12月に国連障害者の権利条約が採択されて以来、日本も障害者がよりアクセスしやすいように変わっていかなければならない。著作権法も改正していかなければ、世界からますます取り残されることになるだろう。

5.参考文献・参考サイト

- 1.図書館用語辞典編集委員会. 最新図書館用語大辞典. 柏書房, 2004 年.
2. “デジタル録音図書(DTB)の種類”. (オンライン), 入手先
〈<http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/about/dtb/index.html>〉, (参照 2008/10/27) .
3. “DAISYとは”. (オンライン), 入手先
〈<http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/about/index.html>〉, (参照 2008/10/27) .
4. “DAISYのはじまり”. (オンライン), 入手先
〈<http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/about/beginning.html>〉, (参照 2008/10/27) .
5. G. Reid Lyon, Sally E. Shaywitz and Bennett A. Shaywitz, *A definition of dyslexia. Annals of Dyslexia Vol. 53 No.1, 2003.*
6. 加藤醇子, IDA における 2003 年の定義について. 第 4 回発達性ディスレクシア研究会, 2004 年.
7. 文部科学省科学技術政策研究所科学技術動向研究センター, 読み書きのみの学習困難(ディスレクシア)への対応策. 科学技術動向 No.45, 2004 年.
8. “美しい日本における特別支援教育～障害で悩み苦しむ子どもたちを支え、守り、それぞれの能力を発揮してもらうために～”. (オンライン), 入手先
〈<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2007/pdf/seisaku-005.pdf>〉, (参照 2008/10/27) .
9. “エンジョイ・ディジー 私らしい方法で読む、わかる!” . (オンライン), 入手先
〈<http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/index.html>〉, (参照 2008/10/27) .
10. (財) 日本障害者リハビリテーション協会情報センター. 平成 19 年度 DAISY を中心としたディスレクシアキャンペーン事業 シンポジウム「DAISY を中心としたディスレクシアへの教育的支援」報告書, 2008 年.
11. 平成 20 年度第 94 回全国図書館大会兵庫大会実行委員会事務局. 平成 20 年度第 94 回全国図書館大会兵庫大会要綱, 2008 年.
12. “文化審議会 著作権分科会 法制問題小委員会 (第 6 回) 議事録・配付資料 [資料 4-1] 視覚・聴覚以外の障害についての課題”. (オンライン), 入手先
〈http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/07072002/002/002.htm〉,
(参照 2008/10/27) .
13. “著作権法の現況”. (オンライン), 入手先
〈<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/copyright.html>〉, (参照 2008/10/27) .
14. “文化審議会 著作権分科会 (第 23 回) 議事録・配付資料 [資料 3] 第 3 節 権利制限の見直しについて”. (オンライン), 入手先
〈http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/010/07101103/003/004.htm〉,
(参照 2008/10/27) .